

平成21年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

総務部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
総務課	エレベータ-設備保守業務委託	エレベータ-設備保守業務	平成21年4月1日	三菱電機ビルテクノサービス(株)関西支社滋賀支店	9,399,600	設置後長期間経過したものやコンピューター制御のものなどの機種の種類や機能を熟知し、専門技術や経験を有するのは製造業者系列の当該事業者しかいないため。	2号	3イ
人事課福利厚生室	職員会館運営管理等業務委託	職員会館の運営管理業務	平成21年4月1日	滋賀県職員生活協同組合	17,418,000	県は地共済、職員互助会および滋賀県職員生活協同組合と連携して福利厚生事業を実施している。県内9か所に職員会館を設置し、職員の交流やリフレッシュの場として活用している。また、職員生協も、各職員会館にて売店や食堂等を運営することにより職員の福利厚生の向上に寄与している。職員会館運営管理業務の実施にあたっては、売店などの運営と併せて行うことで効率的に実施できること、利用者である職員との対話を通じて職員の福利厚生に関するニーズを把握し、業務に反映させることができることから、福利厚生事業を効果的・効率的に実施するためには、職員生協に委託するのが適当である。	2号	3イ
人事課福利厚生室	職員住宅等管理委託	職員住宅・寮の管理業務	平成21年4月1日	滋賀県住宅供給公社	15,434,000	職員住宅管理規程および独身寮の管理および使用に関する規程において、職員住宅・独身寮の管理について、次の理由により滋賀県住宅供給公社に委託することができる旨定めているため。 ・同公社が当該建物や設備の修繕の必要性等について熟知していること。 ・業者委託の必要な修繕等の場合は、仕様を定めて入札を行い実施結果を現地等で確認する必要があるが、これらは県営住宅維持管理業務においても同様であるため、同業務を行っている住宅供給公社が業務に精通しており、県が直接実施するよりも効率的に実施できること。同公社でも入札を実施し競争性を確保していること(契約期間の終了後精算確認を行い、入札残が生じている場合には戻入するものであること)。 ・県営住宅と近接している施設があり県営住宅と併せて管理することが効率的であること	2号	1

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ¹	適用類型 ²
財政課	包括外部監査委託	包括外部監査業務委託	平成21年4月1日	西村 猛	12,938,000	19年12月の庁内検討会議において選任された者と20年度契約することを知事が決定し、監査委員の意見を聞くとともに議会の議決を経て契約した。 包括外部監査契約は、地方自治法の規定により連続3回まで契約できるため、21年度においても契約することで知事が決定し、監査委員の意見を聞くとともに議会の議決を経て契約したものである。	2号	4
税政課	自動車税分配情報作成業務委託	自動車税賦課にかかる登録情報等の作成業務(単価契約)	平成21年4月1日	財団法人地方自治情報センター	6,725,250	当該業務は各都道府県間で移動する多量の自動車登録情報を収集、整理、相互確認を行うもので、総務省の指導により当該受託者が全国システムを構築し、正確かつ迅速に一括処理を行っているもので、他に代わる者はいないため。	2号	3イ
税政課	電算入力資料パンチ委託	収納データの磁気テープへの収録業務(単価契約)	平成21年4月1日	しがぎんコンピュータサービス株式会社	6,062,742	当該業務は、本県指定金融機関に集合する大量の県税領収済通知書を遺漏なく迅速かつ確実に電子データ化するパンチ作業等であり、同金融機関の事務所内に作業所を構え、同金融機関の電算事務等にも従事・習熟している当該受託者を除いて、業務を円滑かつ効率的に遂行しうる者はいないため。	2号	3イ
税政課	電算システム維持管理委託	事務総合オンラインシステムの運用維持管理業務および汎用コンピュータ機械操作業務	平成21年4月1日	京都電子計算株式会社	104,895,000	当該業務は本県税務行政の基幹システムである税務総合オンラインシステムの運用維持管理業務ならびに一体的運用が必要である汎用コンピュータの機械操作業務であり、処理ミスは県民の信頼失墜に直結することに加え、万が一の障害等発生時には迅速・正確な対応が常に求められる。こうした最重要業務の円滑かつ効率的な運用を維持するためには、当該システムに習熟し、トラブル対応のノウハウを蓄積した当該受託者を除いて、他に代わる者はいないため。	2号	3イ
税政課	軽油引取税賦課資料作成委託	軽油引取税賦課にかかる流通情報システムの運用管理業務	平成21年4月1日	財団法人地方自治情報センター	6,054,300	当該業務は全都道府県参加の下で、軽油の流通情報を収集、整理、相互確認を行うもので、総務省の指導により当該受託者が全国システムを構築し、正確かつ迅速に一括処理を行っているもので、他に代わる者はいないため。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ¹	適用類型 ²
自治振興課	物品購入	第45回衆議院議員総選挙および第21回最高裁判所裁判官国民審査投票用紙・点字投票用紙印刷	平成21年6月30日	独立行政法人 国立印刷局 理事長 南木 通	14,697,218	当該印刷物は、選挙の基本をなすもので、選挙の公正を図る必要から、盗難事故等に万全の体制をとるため地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。 絶対に印刷の誤りがなく、また、作業開始から納品までの間に、盗難、事故、不正使用、偽造等の防止に万全の措置が講じられていること、日本銀行券を印刷している法人であり、信頼性、安全性が極めて高く、守秘義務があり、各作業工程での県職員の立会いが不要であることから、他に代替しうる者がいないため、滋賀県財務規則第220条第1項第2号の規定により、見積を徴する者を1者とした。	2号	3イ
事業課	びわ湖放送開催告知放送委託	びわ湖放送におけるCM放送業務	平成21年4月1日	びわ湖放送株式会社	6,132,000	県内に放送局を有し、主として県内に向けた放送を行っているのはびわ湖放送株式会社のみである。	2号	3イ
事業課	JLCプラスワン中継委託	CS放送「JLCプラスワン」におけるレース実況およびオッズ等の放送業務(単価契約)	平成21年4月1日	株式会社日本レジャーチャンネル	19,162,500	CS放送において、競艇専門チャンネルであるJLCプラスワンを放送しているのは株式会社日本レジャーチャンネルのみである。	2号	3イ
事業課	場外発売映像提供業務委託	場間場外発売実施時における本場映像伝送業務(単価契約)	平成21年4月1日	株式会社日本レジャーチャンネル	11,124,750	映像伝送に必要なIP通信回線網を整備し、各競艇場に向けた映像の提供システムを構築しているのは株式会社日本レジャーチャンネルのみである。	2号	3イ
事業課	実況放映業務委託	レース実況映像撮影、競技情報等、場内テレビおよび大型映像装置に放映。映像システム管理	平成21年4月1日	株式会社サニー商事	72,625,140	特殊な技術、経験が必要であり、独自のシステムを有しており、また業者を変更すると高額な機器設置および機器撤去費用が必要のため。	2号	3イ
事業課	場間場外発売実況放映業務委託(単価契約)	場外レース実況映像、競技情報等、場内テレビおよび大型映像装置に放映。映像システム管理(単価契約)	平成21年4月1日	株式会社サニー商事	6,321,210	特殊な技術、経験が必要であり、独自のシステムを有しており、また業者を変更すると高額な機器設置および機器撤去費用が必要のため。	2号	3イ
事業課	びわこ新鋭リーグ戦競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成21年4月1日	各競艇施行者	32,222,713	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	ビナちゃんカップ競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成21年4月1日	各競艇施行者	48,617,420	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない。	2号	2

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ¹	適用類型 ²
事業課	G キリンカップ競走競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成21年4月1日	各競艇施行者	10,482,306	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない。	2号	2
事業課	機械発売払戻システム保守委託	機械発売払戻システム保守委託	平成21年4月1日	日本トーター(株)	78,559,740	びわこ競艇場における舟券の発売・払戻業務は日本トーター(株)の機械システムを使用しており、システム・プログラムの機密保持の観点から他の業者が行うべきものでないため。	2号	3イ
事業課	場間場外発売実施に伴う機械発売払戻システム保守委託	機械発売払戻システム保守委託(単価契約)	平成21年4月1日	日本トーター(株)	19,658,940	びわこ競艇場における舟券の発売・払戻業務は日本トーター(株)の機械システムを使用しており、システム・プログラムの機密保持の観点から他の業者が行うべきものでないため。	2号	3イ
事業課	物品購入	機械発売払戻システム消耗品(単価契約)	平成21年4月1日	日本トーター(株)	16,584,750	びわこ競艇場における舟券の発売・払戻業務は日本トーター(株)の機械システムを使用しており、これらの機器の消耗品については偽造防止の観点から仕様が公開されておらず、他に製造できる者がいないため。	2号	3イ
事業課	ボートピア運営委託料	ボートピア京都やわたにおける運営委託(舟券発売、施設管理、広報等)	平成21年4月1日	財団法人日本モーターボート競走会	1,930,251,000	ボートピアの開業にあたっては、国土交通大臣の場外発売場の設置確認を受けなければならず、その確認を受けているのは財団法人日本モーターボート競走会である(競走会運営型のボートピアについては競走会が設置確認の申請者となり、当該ボートピアの施設の管理権を有することとなる)。上記のことから委託先は財団法人日本モーターボート競走会に限られている。	2号	3ア
事業課	発売金収納業務および資金管理業務委託(本場分)	びわこ競艇場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成21年4月1日	(株)びわこ銀行	20,226,180	委託先の銀行選定にあたっては、地方自治法上、本来は本県の指定金融機関である株式会社滋賀銀行一者しか行えない本県の公金取扱業務を、公営競技事業特別会計の収納および支払については、事務取扱契約書により、旧株式会社滋賀相互銀行(現株式会社びわこ銀行)が行うこととされているから。	2号	3イ
事業課	発売金収納業務および資金管理業務委託(場外分)	びわこ競艇場内での公金の資金管理および県口座への発売金の収納・支払業務	平成21年4月1日	(株)びわこ銀行	5,073,570	委託先の銀行選定にあたっては、地方自治法上、本来は本県の指定金融機関である株式会社滋賀銀行一者しか行えない本県の公金取扱業務を、公営競技事業特別会計の収納および支払については、事務取扱契約書により、旧株式会社滋賀相互銀行(現株式会社びわこ銀行)が行うこととされているから。	2号	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ¹	適用類型 ²
事業課	場内警備委託	場内警備業務	平成21年4月1日	新大阪警備保障(株)	91,464,580	競艇場の保安警備上、公営競技等の大型興行場での警備を想定した訓練を受け、専門的知識と実務経験を有している警備員を配置する必要がある、またこれまでから当競艇場の警備の中核にかかわる業務や現金取扱いにかかる警備等について、当場の現況や実情を熟知し、かつ警備実績のある者と契約締結する必要がある。	2号	3イ
事業課	場内警備委託	場内警備業務	平成21年4月1日	東海警備安全保障(株)	28,155,450	競艇場の保安警備上、公営競技等の大型興行場での警備を想定した訓練を受け、専門的知識と実務経験を有している警備員を配置する必要がある、またこれまでから当競艇場の警備の中核にかかわる業務や現金取扱いにかかる警備等について、当場の現況や実情を熟知し、かつ警備実績のある者と契約締結する必要がある。	2号	3イ
事業課	監視カメラ撮影委託	監視カメラ撮影業務	平成21年4月1日	サニー商事(株)	26,996,148	当場に設置している監視カメラ設備・機器は、県所有と当該業者の所有が混在しておりこの設備等を変更するには数ヶ月かかることになり開催日程上困難である。また、開催を円滑に進めるためにも各種機器の性能・特性等を熟知した専門スタッフを有し、優秀な履行実績を持つ当該業者と契約を締結する必要があるため。	2号	3イ
事業課	びわこモーターボート競走場ドリンクコーナー維持管理業務委託	びわこ競艇場のファン用無料自動湯茶接待機の運用および保守管理	平成21年4月1日	近畿物産株式会社	11,689,400	競艇場には対象となる自動湯茶接待機のような無料ドリンク提供設備の設置が省令により義務づけられており、ファンサービスの面からも欠かすことはできず、仮にその保守管理に不備があった場合、苦情が発生する等の大きな問題となる可能性がある。また、当該設備は左記業者の独自の製品であり、部品は他に流通しておらず、故障した際の修理は他者には不可能である。よって、左記業者以外には委託することができず、代替性がない。	2号	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 ¹	適用類型 ²
事業課	びわこモーターボート競走場電子判定写真撮影業務委託	レースのスタートおよびゴールの写真撮影等業務	平成21年4月1日	(株)オペレーションサービス	25,593,456	スタート時の判定写真は審判がスタートの正常、失格の有無を判定し、レース成立の是非をファンに告知する上で重要な証拠物件になるものである。また、ゴール時の判定写真は、審判が着順を正確に判定し、払戻し業務を正確に行うための重要な証拠物件になるものである。当該業務はスタートラインおよびゴールライン付近の水面を疾走するボートを瞬時に撮影することが求められる特殊な業務であり、当場は専用の電子判定写真装置を使用している。同装置は、上記業者が製造・据付を行ったものであり、独自のプログラムによるシステムをとっていることから、他者(上記業者の他にも一者が製造している)では取り扱うことができない。また、開催中の撮影業務においても、故障等の緊急事態に速やかに対処する必要があることから、機械設備の構造を熟知していることが必要であり、この業務は上記業者以外に代替性がない。	2号	3イ